

防医学学第 8 8 1 号
令和 2 年 4 月 2 8 日

事 務 局 長
教 務 部 長
学 生 部 長
図 書 館 長 殿
医 学 教 育 部 長
病 院 長
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長
(公印省略)

医学科学生及び看護学科自衛官候補看護学生の夏用及び冬用制服の混用期間
について（通達）

標記について、5 月 1 日から 5 月 3 1 日まで及び 1 0 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの間と
定めたので通達する。

なお、この通達は、令和 2 年 5 月 1 日より施行する。